

簿記検定試験申込書

【申込上の注意】

1. 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成（データベースの作成含む）、合格証書・合格証明書の発行及び検定試験に関する連絡・各種情報提供の目的にのみ使用致します。尚、詳細は当所ホームページ掲載の「商工会議所検定試験に係る個人情報の利用目的、共同利用および匿名加工情報に関する事項の公表事項」(<http://www.eniwa-cci.or.jp/kojinjyouhou.pdf>) をご覧ください。
2. また、本申込書の提出時は裏面記載の「受験者への連絡・注意事項」をご一読いただき、承諾の場合は下記にご署名願います。

「受験者への連絡・注意事項」を承諾し、受験を申込みます。→ 署名：_____

※忘れずご記入ください！

※申込用紙の記入は **原則として本人の自筆** です（★印は必須記入項目）

| | |
|--------------------------|---|
| ★ 申込内容 | 第 回 簿記検定試験 級 |
| ★ 氏 名 | (ふりがな) (男 / 女) |
| ★ 生年月日 | 西暦 年 月 日生 (歳) |
| ★ 現住所 | 〒 — |
| ★ 電話番号 | 自宅：() — 携帯：() — |
| 区分 該当するものに✓印をつけてください。 | <input type="checkbox"/> 会社員（勤務先：) <input type="checkbox"/> 学 生（学校名：) <input type="checkbox"/> その他（詳 細：) |

| | | |
|---------|------|-------------|
| 試験会場 | 受験番号 | 領 収 者 |
| 恵庭商工会議所 | | 月 日 時 分 (印) |

「受験者への連絡・注意事項」

1. 受験料の返還

一度申込まれた後の受験料の返還及び試験日の延期・変更は認められません。

2. 入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

3. 遅刻

試験開始後（所定の時間を経過後）の試験会場への入場は認められません。

4. 本人確認

受験に際しては、本人確認のための証明書（運転免許証、健康保険証など）を携帯してください。

5. 試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

- ①試験委員の指示に従わない者
- ②試験中に助言を与えたり受けたりする者
- ③試験問題等を複写する者
- ④答案用紙を持ち出す者
- ⑤本人の代わりに試験を受けようとする者又は受けた者
- ⑥他の受験者に対する迷惑行為を行なう者
- ⑦暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
- ⑧その他の不正行為を行なう者

※尚、厳正公正な施行のため、試験中に試験委員がお声がけすることがありますので、あらかじめご了承ください（受験者の本人確認を含みます）。

6. 飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

7. 試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格又は合格を取消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

8. 試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容及び採点内容、採点基準・方法についてのご質問には一切回答できません。

9. 答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも答案の公開、返却には一切応じられません。

10. 合格証書の再発行

合格証書の再発行はできません。

11. 試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害又は火災、停電その他の不可抗力による事故等の発生により、やむを得ず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還致します。但し、中止に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

12. 答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害又は火災、盗難等により答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還致します。但し、これに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成（データベースの作成含む）、合格証書・合格証明書の発行および検定試験に関する連絡・各種情報提供の目的にのみ使用致します。なお、詳細は当所ホームページ掲載（<http://www.eniwa-cci.or.jp/kojinjyouhou.pdf>）の「商工会議所検定試験に係る個人情報の利用目的、共同利用および匿名加工情報に関する事項の公表事項」をご覧ください。